

## 提出された意見及びそれに対する考え方

No	提出者	意見	意見に対する考え方
1	個人	<p>緊急通報機能についてですが、発信する機能を有しない端末は、「通話の用に供する」ことはできないので、元々緊急通報機能の義務はないのではないのでしょうか？話を聞くのみで話しかけることができないような場合は、「通話」とはいえないと思います。</p>	<p>「発信する機能を有しない端末」としては、着信専用端末のように、通話を行うことが可能なものの、通信を行う相手呼び出す動作（発信）を行わない端末も含まれます。このような端末については、改正後の端末設備等規則に規定する緊急通報機能の適用除外とするものです。</p>
2	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会	<p><b>【全体】</b>          ブロードバンドの普及が進み、新たなIP系サービスが急速な勢いで普及・拡大しております。このようなIP化時代に向けた対応が行われたことを大いに歓迎し、基本的に総務省案に賛同いたします。</p> <p><b>【インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める告示案】</b>          E認定の対象となる端末の定義をもう少し明確にされることを望みます。具体的には、適用範囲から050、NGNデータコネク、及び0AB～Jオンデマンドサービス等を対象外とすることの記載を望みます。</p>	<p>賛同するご意見として承ります。          なお、技術基準適合認定等の対象とする端末機器については、本意見募集の対象外ですが、技術基準適合認定等の対象とする端末機器及びインターネットプロトコル電話端末の定義については、昨年10月25日に公布された端末設備等規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第91号）及び端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第92号）による改正後の端末設備等規則及び端末機器の技術基準適合認定等に関する規則において規定されております。</p>